

○西東京市福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱

平成25年4月1日

制定

改正 平成26年4月1日

平成27年4月1日

平成28年4月1日

平成29年4月1日

平成30年4月1日

平成31年4月1日

令和6年5月1日

令和7年5月1日

第1 目的

この要綱は、第三者評価を受審する事業者を支援することで、当該第三者評価を広く普及し、及び定着させることにより、福祉サービスの質の向上を目指し、利用者本位の福祉の実現を目指すことを目的とする。

第2 定義

この要綱において「第三者評価」とは、「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」の改正について（平成24年9月7日付24福保指指第638号福祉保健局長通知）に基づく福祉サービス第三者評価をいう。

第3 事業者

西東京市福祉サービス第三者評価受審費補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請ができる事業者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 西東京市内に事業所を有していること。
- (2) 別表に定める対象サービスを提供していること。
- (3) 第三者評価の受審結果を公表することに同意すること。

第4 補助金の交付の額

補助金の交付の額は、予算の範囲内で、第三者評価の受審に要した費用に対して、対象サービスの区分に応じ、別表に定める金額とする。ただし、当該年度において西東京市又は他の地方公共団体により第三者評価の受審に係る補助を受けているときは、補助金の交付の対象としない。

- 2 第三者評価に要した額が前項各号の額に満たない場合は、その額を補助金の交付の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第5 認定

補助金の交付を受けようとする事業者は、補助対象認定申請書に第三者評価の受審結果の公表に係る同意書を添えて、西東京市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、関係書類等を審査の上、適当と認めたときは補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）として認定し、補助対象認定通知書により、当該申請をした事業者に通知するものとする。

第6 第三者評価の受審

補助対象者は、福祉サービス第三者評価機関認証要綱（平成14年5月10日付14財事業第92号財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団理事長決定）に基づいて認証される東京都福祉サービス第三者評価機関から公正な方法で選択し、速やかに第三者評価を受審しなければならない。

第7 補助金の交付の申請

第三者評価の受審が完了した補助対象者は、補助金の交付の申請をするときは、補助金の交付申請書兼実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 西東京市福祉サービス第三者評価受審完了報告書
- (2) 第三者評価受審費の領収書の写し
- (3) 福祉サービス第三者評価受審結果報告書の写し

第8 補助金の交付の承認等

市長は、第7の規定により補助金の交付の申請があったときは、関係書類等を審査の上、適当と認めたときは補助金の交付を承認するとともに、補助金の額を確定し、補助金の交付承認兼確定通知書により第7の規定により補助金の交付の申請をした補助対象者にその旨を通知するものとする。

第9 補助金の交付の請求及び交付

第8の規定により補助金の交付の承認のあった補助対象者は、補助金の交付請求書により市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

第10 補助金の交付の承認の取消し及び返還

市長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付の承認の取消しを受けた補助対象者は、既に補助金の交付を受けているときは、当該取消しに係る金額を市長の指定する期日までに返還しなければならない。

第11 関係書類等の保管

補助対象者は、補助金の交付に係る事業に係る書類、帳簿等を当該会計年度終了後の翌年度から起算して、5年間整理して保管しなければならない。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、西東京市補助金等交付規則（平成13年西東京市規則第57号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年4月1日）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年4月1日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月1日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった西東京市福祉サービス第三者評価受審費補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前にあった補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和7年5月1日）

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表（第3、第4関係）

区分	対象サービス	補助額
高齢	訪問介護	15万円
	訪問入浴介護	
	訪問看護	
	特定施設入居者生活介護	
	福祉用具貸与	
	居宅介護支援	
	通所介護	
	地域密着型通所介護	
	認知症対応型通所介護	
	短期入所生活介護	
	介護老人保健施設	
	軽費老人ホーム	
	都市型軽費老人ホーム	
	指定介護老人福祉施設	
	小規模多機能型居宅介護	60万円
	認知症対応型共同生活介護	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15万円
	看護小規模多機能型居宅介護	60万円
障害	居宅介護	15万円
	短期入所	

	生活介護	
	宿泊型自立訓練	
	多機能型事業所	
	児童発達支援センター	
	児童発達支援事業	
	放課後等デイサービス	
	障害児多機能型事業所	
保護	日常生活支援住居施設	15万円